

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	土地の形質の変更の施行方法等に関する計画の変更の命令	
根 拠 法 令	土壤汚染対策法	
根 拠 条 項	第12条第5項	
連 絡 先	(電話 621-5213 )	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 法第12条第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令（施行規則第53条）で定める基準に適合しないと都道府県知事（市長）が認めるとき。</p> <p>2 処分の内容 その届出をした者に対し、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	施行規則第53条(施行規則第40条第2項1号、第58条第5項第10号、第11号、第12号)（罰則）法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）